

川崎区役所表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区長が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰を受けることができるものは、個人又は団体とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は各号に定めるところによる。

- (1) 表彰状 政治、経済、学術、技芸その他区政の進展に貢献し、その功績が広く区民の賞賛を得られるもの
- (2) 感謝状 寄附等その功績が一過性のもの又は前号に該当しないもの
- (3) 賞状 一定の期間、時期において、競技会、コンクール等で優れた成績、作品等を残したものに対し賞名を付すもの

(表彰の種類)

第4条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状による表彰
- (2) 感謝状による表彰
- (3) 賞状による表彰

(贈呈基準)

第5条 表彰状及び感謝状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- (1) 区の行政に寄与し、功績があったもの
- (2) 観光の振興及び商工業等に功績があったもの

- (3) 公益又は社会福祉の増進に貢献したもの
 - (4) 教育、学術、体育及び文化の向上並びに青少年育成活動に貢献したもの
 - (5) 徳行に優れ、区民の模範とするに足るもの
 - (6) 本区に 10 万円以上の金額又はこれに相当する物品を寄付したもの
 - (7) 全各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるもの
- 2 賞状による表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。
- (1) 区主催の競技会等において成績優良なもの
 - (2) 区以外の団体が主催する競技会等において成績優良なもので、第 1 項の基準のいずれかに準じるもの

(表彰)

第 6 条 表彰は、書面又はそれに準じたものを授与する。また、必要により副賞を贈呈することができる。

なお、被表彰者が表彰前に死亡したときは、これを遺族に追贈することができる。

(表彰の時期)

第 7 条 表彰の時期は、随時とする。

(欠格条項等)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する事業等については、表彰は行わないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 区の政治的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 区の宗教的中立を損なうおそれのあるもの
- (4) 営利を目的としているもの
- (5) 協議会等において主催するものが公共の福祉に反するものと

認めるとき

(6) 前各号に定めるもののほか、区の行政の運営に関する一般方針に反し、表彰することが不相当と認めるもの

(事務)

第 9 条 表彰に関する事務は、当該表彰内容と関係する事務を所管する部署が行なうものとする。

(その他必要事項)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、川崎区長が定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 7 月 2 9 日から施行する。